

〔ローンカード規定〕

信用金庫とのカードローン契約にもとづき開設したカードローン口座について発行したしんきんカードローンカード(以下「カード」といいます。)をカードローン契約にもとづく当座貸越取引(以下「カードローン」といいます。)に利用する場合は、次により取扱います。

第1条(カードの利用)

カードは、次の取引を行う場合に利用することができます。

1. 信用金庫および信用金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「支払提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入支払兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用してカードローン借入金の出金(以下「出金」といいます。)をする場合。
2. 信用金庫および信用金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「預入提携先」といいます。)の現金自動預金機(現金自動預入支払兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用してカードローン借入金の返済(以下「入金」といいます。)をする場合。
3. 信用金庫および支払提携先のうち信用金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「振込提携先」といいます。)の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入支払兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を出金し、振込の依頼をする場合
4. その他信用金庫所定の取引をする場合

第2条(自動機利用手数料等)

1. 支払機または振込機を使用して出金する場合には、信用金庫または支払提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料をいただきます。
2. 預金機を使用して入金をする場合には、信用金庫または預入提携先所定の預金機の利用に関する手数料(前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
3. 自動機利用手数料は、出金または入金の時に、通帳および払戻請求書なしで、自動的にカードローンにより貸越を行います。

なお、預入提携先または支払提携先の自動機利用手数料は、信用金庫から預入提携先または支払提携先に支払います。

4. 振込手数料は、振込資金の出金時に、通帳および払戻請求書なしで、自動的にカードローンにより貸越を行います。なお、振込提携先の振込手数料は、当金庫から振込提携先に支払います。

第3条(カードローン借入金の出金)

1. 支払機を使用して出金をする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカード(またはカードと通帳)を挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
2. 支払機による出金は、支払機の機種により信用金庫または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの出金は、信用金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの出金は信用金庫所定の金額の範囲内とします。
3. 支払機を使用して出金をする場合に、出金請求額と前条の自動機利用手数料金額との合計額が出金することのできる金額を超えるときは、その出金はできません。

第4条(振込機による振込)

1. 振込機を使用して振込資金を出金し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他必要な事項を正確に入力してくださ

い。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

2. 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、信用金庫または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は信用金庫所定の金額の範囲内とします。

第5条(カードローン返済金の入金)

1. 預金機を使用して入金をする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカード(またはカードと通帳)を挿入し、現金を投入して操作してください。
2. 預金機による入金は、預金機の機種により信用金庫または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限りです。また、1回あたりの入金は、信用金庫または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

第6条(預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

1. 停電・故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、信用金庫本支店の窓口でカードにより入金ができます。
2. 停電・故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、信用金庫が支払機故障時の取扱いとして定めた金額を限度として信用金庫本支店の窓口でカードにより出金することができます。
3. 第1項、第2項による入金または出金をする場合には、カードを提出のうえ、信用金庫の定める手続きに従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。
4. 停電・故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

第7条(カード・暗証番号の管理等)

1. カードは他人に使用されないように保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の使用を避け、他人に知られないように管理してください。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用される恐れが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から信用金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちに出金の停止の措置を講じます。

この通知の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

2. カードの盗難にあった場合には、信用金庫所定の届出書を信用金庫に提出してください。

第8条(カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から信用金庫所定の方法により信用金庫に届出てください。

第9条(カードの再発行)

1. カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、信用金庫所定の手続きをした後に行います。
この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
2. カードを再発行する場合には、信用金庫所定の再発行手数料をいただきます。

第10条(預金機・支払機・振込機への誤入力等)

1. 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、信用金庫は責任を負いません。なお、預入提携先の預金機、支払提携先の支払機、振込提携先の振込機を使用

した場合の預入提携先、支払提携先または振込提携先の責任についても同様です。

2. カードによる窓口での入金または出金をする際に、信用金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、信用金庫は責任を負いません。

第11条(解約、カードの利用停止等)

1. 解約その他カードローン取引の終了に際しては、カードを信用金庫に返却してください。

なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。

2. カードの改ざん、不正使用など信用金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、信用金庫からの請求があり次第、直ちにカード返却してください。

3. 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、信用金庫の窓口において信用金庫所定の本人確認書類の提示を受け、信用金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

① 次条に定める規定に違反した場合

② カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用される恐れがあると信用金庫が判断した場合

第12条(譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第13条(規定の適用)

この規定に定めのない事項については、信用金庫の普通預金規定、振込規定およびカードローン契約規定により取扱います。

第14条(規定の変更)

1. 信用金庫は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定の定めを変更する必要があるときには、民法第548条の4の規定に基づいて、変更できるものとします。
2. 信用金庫は、第1項の変更するときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。

以上

(令和2年2月1日版)
(2020.2)

カード取扱い上のご注意

- ・カードは、自動車内保管等、長時間放置されることのないよう厳重な管理をお願いします。
- ・暗証番号は絶対他人に知られないようご注意ください。生年月日、電話番号、車のナンバーなど、他人に推測されやすい番号はお避けください。
- ・暗証番号を記入したメモ用紙などとカードをいっしょに保管されることはお避けください。
- ・暗証番号方式のロッカーなどをご利用の際は、カードの暗証番号とは異なる番号をご利用ください。
- ・ATMをご利用の際には、暗証番号を見られないよう周囲に充分ご注意ください。